

共済手帳の取り扱いについて

共済証紙が切り替えられても、**現在お持ちの共済手帳は証紙の貼付が満了するか、表紙に記載されている次回更新時期が到来するまで(次回更新時期の記載がない場合は手帳交付日から2年を経過するまで)更新手続きは必要ありません。**

したがって、現在お持ちの共済手帳に、令和3年9月30日までの就労分の310円証紙を貼付しても、証紙貼付欄に証紙を貼付する余白があるときは、継続して320円証紙を貼付してください。

更新していただく場合は、更新申請書に必要事項を記入し、共済手帳を添えて各都道府県支部に提出してください。

なお、令和3年10月1日以降に発行された共済手帳には310円証紙を貼付することができませんので、更新の際は、9月30日までの就労分の貼付もれがないようにご注意ください。

(参考)新退職金早見表(掛金日額320円で計算、令和3年10月1日以降に加入した場合)

掛金納付年数(月数)	退職金額	掛金納付年数(月数)	退職金額
1年(12月)	24,192円	25年(300月)	2,474,439円
2年(24月)	161,280円	30年(360月)	3,038,919円
5年(60月)	414,087円	35年(420月)	3,641,031円
10年(120月)	893,559円	40年(480月)	4,268,007円
20年(240月)	1,933,479円	45年(540月)	4,913,127円

・証紙及び退職金ポイント21日を1月と換算します。

・掛金納付月数が12月以上24月未満の場合、退職金額は掛金納付額の3~5割程度となります。

(本人死亡による遺族請求の場合、退職金額は掛金相当額となります。)